

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和6年10月17日

報告資料件名	頁
1 令和6年度水害時個別避難計画に基づく移送訓練の実施結果について・・・	2

(福 祉 部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和6年10月17日

件名	令和6年度水害時個別避難計画に基づく移送訓練の実施結果について										
所管部課名	福祉部 福祉管理課										
内容	河川氾濫を想定した個別避難計画書事業において、移送訓練を実施したので、以下のとおり報告する。										
	1 実施日時 令和6年8月22日（木）午前9時～12時00分										
	2 訓練協力者（要支援者） （1）医療的ケア児とその保護者 計2名 （2）視覚障がい者（全盲） 計1名										
	3 訓練参加民間事業者										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援内容</th> <th>事業者名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅⇄避難所への移送</td> <td>①(株)SunRoad ②足立介護タクシー 松寿丸</td> <td>ア 区内患者等搬送事業者（民間救急） ※ 東京消防庁の認定を受けている 専門事業者 イ ストレッチャー対応福祉車両所有 ウ 令和6年度の移送契約締結事業者</td> </tr> <tr> <td>避難所での医療・介護ケア</td> <td>(株)ライフシールド</td> <td>ア 人材派遣事業者 ※ 福祉避難所でのケア実施業務に係る令和6年度新規契約締結事業者 イ 看護師及び介護有資格者が実施</td> </tr> </tbody> </table>	支援内容	事業者名	備考	自宅⇄避難所への移送	①(株)SunRoad ②足立介護タクシー 松寿丸	ア 区内患者等搬送事業者（民間救急） ※ 東京消防庁の認定を受けている 専門事業者 イ ストレッチャー対応福祉車両所有 ウ 令和6年度の移送契約締結事業者	避難所での医療・介護ケア	(株)ライフシールド	ア 人材派遣事業者 ※ 福祉避難所でのケア実施業務に係る令和6年度新規契約締結事業者 イ 看護師及び介護有資格者が実施	
支援内容	事業者名	備考									
自宅⇄避難所への移送	①(株)SunRoad ②足立介護タクシー 松寿丸	ア 区内患者等搬送事業者（民間救急） ※ 東京消防庁の認定を受けている 専門事業者 イ ストレッチャー対応福祉車両所有 ウ 令和6年度の移送契約締結事業者									
避難所での医療・介護ケア	(株)ライフシールド	ア 人材派遣事業者 ※ 福祉避難所でのケア実施業務に係る令和6年度新規契約締結事業者 イ 看護師及び介護有資格者が実施									
4 訓練概要 （1）訓練協力者の居住地 ⇄ 福祉避難所（花畑学園）の移送 ア 医療的ケア児世帯は車いすリフト付き車両による避難《新規訓練》 イ 視覚障がい者は移送事業者による同行援護による避難《新規訓練》 （2）避難所受付、居室への同行援護（視覚障がい者）《新規訓練》 （3）福祉避難所にて段ボールベッドを体験 （4）トイレ誘導（視覚障がい者）《新規訓練》 （5）避難所でのケア体験 ア 健康チェック：検温、血圧測定、酸素飽和濃度測定、痰の吸引《新規訓練》、おむつ交換（医療的ケア児）《新規訓練》 イ 健康チェック：検温、血圧測定、酸素飽和濃度測定（視覚障がい者）											

5 訓練参加者の主な意見・感想

参加者	感想	
要支援者	訓練について	
	1	<p>丁寧に誘導してもらえて大きな不安を抱くことなく参加できた。花畑学園は点字ブロックが少なく、音声案内もないため視覚障がい者には使用し難い（視覚障がい者）。</p> <p>対応→ 花畑学園は視覚障がいの児童・生徒は在席しておらず、身体・知的の障がい者への転倒防止等の配慮から点字ブロックの設置をしていない。災害時要支援者の避難先はそれぞれの特性を考慮して決定しているため、発災時に花畑学園に避難する視覚障がい者はいない。今回は訓練体験を本人が希望したため、特例的にご参加いただいた。今後も訓練で視覚障がい者が参加する場合には、付き添い、声掛けの対応を厳重に行う。</p>
	2	<p>避難所内の環境や支援の確認、一人あたりのスペースを体験できてよかった。また、人工呼吸器使用のために電源が必要となるが、通電して実際に稼働確認ができてよかった（医療的ケア児保護者）。</p>
	段ボールベッドについて	
	3	<p>マットレスは柔らかく、高さもちょうど良いので不満に感じることはなかったが、長時間使用した場合は辛いと感じるかもしれない。しかし、実際に避難する際は生命の危機であるため不満を言える状況ではない（視覚障がい者）。</p>
4	<p>排泄のたびに更衣用のプライベートテントへ移動するのは困難であり負担が大きい（医療的ケア児保護者）。</p> <p>対応→ 段ボールベッド上でオムツ交換ができるよう、パーティションの確保・設置について検討する。</p>	
移送事業者	訓練について	
	5	<p>移送業務だけでなく、花畑学園内の訓練を見学できて勉強になった（(株)SunRoad）。</p>
6	<p>視覚障がい者の移送業務は慣れているためスムーズに移送できた。課題に感じた部分もなく、今後も区からの依頼に応じて可能な範囲で対応したい（松寿丸）。</p>	
ケア支援事業者	段ボールベッドについて	
7	<p>大柄な要支援者の場合、段ボールベッド上でオムツを交換すると周囲から見えてしまう恐れがある。パーティションの予備があるとよい（通常は2枚）。</p> <p>対応→ 段ボールベッド上でオムツ交換ができるよう、パーティションの確保・設置について検討する。</p>	

区職員 (福祉部)	訓練について	
	8	マニュアルに記載されている作業等でも、自発的に取り掛かれる職員とそうでない職員の差がみられた。また、複数の作業が並行して行われている際などに、人員の偏りがみられる場面もあった。誘導担当、設置担当等の大まかな役割分担を管理責任者等が事前に行い、当日割り振るのがよいと感じた。
区職員 (衛生部)	訓練について	
	9	顔を合わせた訓練を行うことで、部を越えた職員間の連携がより細かく確認できた。対面で手順等を実地で確認することはマニュアル等の紙面からでは得られないことでありよい機会となった。

6 訓練での課題

課題		検討状況
プライベートテントについて		
10	<ul style="list-style-type: none"> ①テント内が広いと、テントの中央に立つと手を伸ばしても何も触れるところがなく、全盲の方は自分のいる位置関係がわからなくなってしまった。 ②テント入口下部に段差があるため解消してほしい。 ③テント内の床が滑らないように工夫してほしい。 	要支援者の状態に応じて付き添いを行う。また、入口に段差のないテントへの切り替えを検討し、当面は入口段差をなくすために、テープで固定するなどの応急処置をマニュアルに盛り込む。
備蓄物品について		
11	<ul style="list-style-type: none"> ①医療機器等を使用する要配慮者が多い場合、備蓄分の延長コード等では不足する心配がある。 ②医療用手袋各サイズや消毒液などケア物品がない。 	計画書作成時から電源の必要性を確認事項に盛り込み、延長コード及び、ケア物品を配置するよう災害対策課と協議する。
情報発信について		
12	<ul style="list-style-type: none"> ①要支援者の電源使用や医療支援の有無については居室内のレイアウトに影響するため、避難所設営前に情報提供する必要がある。 ②移送事業者は本来、業務中は外出していることが多いため、現状のFAXによる連絡では情報の確認や対応の回答に遅れが発生する。 	居室レイアウトに影響する情報を一覧化し、避難所設営前に従事者へ提供するよう変更する。移送事業者への情報発信時、個人情報を含めない内容はメールで発信するよう変更する。
ケア支援事業者との役割分担について		
13	ケア支援事業者と保健師の役割分担について、不明確な点が見受けられた。	保健師と意見交換を行い早急に明確化する。

7 訓練記録



都立花畑学園への移送



移送事業者による同行援護



区職員による同行援護



トイレ誘導



健康チェック：血圧測定



健康チェック：痰の吸引

8 今後の方針

要支援者の避難の実効性を高め、河川氾濫による危機感を共有するため、以下の訓練について、規模・内容ともに拡大しながら実施していく。

(1) 個別避難計画に基づく移送訓練の継続

ア 要支援者への訓練実施の協力要請

(ア) 寝たきり等の重篤な方が対象であり参加者を募るのが難しい状況であるが、計画作成時から訓練実施の声かけを引き続き進めていく。

(イ) 対象とする障がい者世帯の範囲を広げた訓練を実施する。

イ 実施箇所の拡大

これまで訓練を行った、あしすと、花畑学園以外の福祉避難所でも実施する。

ウ 移送支援事業者との連携

要支援者の移送に係る契約を締結している訓練未実施の事業者と実施する。

エ 訓練実施内容の拡大

電源の位置を踏まえ、備蓄品の延長コードの使用を想定した居室レイアウトを作成する。また、要支援者のみでなく介助者用の避難スペースや通路を確保し、1部屋に複数の要支援者を避難させる等、発災時さながらのレイアウトを作成して要支援者を受け入れる。

(2) 参加者からの要望については、関係所管に連絡し、対応を検討する。